

静岡県告示第59号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
有限会社敏和東海	沼津市大岡306番地の15	ひかりのいえ	裾野市二ツ屋140番地1	令和6年1月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	重症心身障害児
合同会社A S P	三島市加茂27番地の16	放課後等デイサービスつばさ	駿東郡長泉町下土狩1115-29	令和6年1月1日	保育所等訪問支援	特定無し